

地域ぐるみ

除排雪活動のしくみ



山田市民福祉課

富山市雪対策推進協議会

① 地域ぐるみの除排雪活動を応援します！

富山市小型除排雪機械購入補助金について (平成26年度の案内文)

各校下雪対策推進協議会または町内会が、小型除排雪機械を購入するときに、市が200万円を限度として、購入費の4分の3までを助成します。

- ※ 多数の応募があった場合は、抽選等を行う場合があります。
- ※ 助成を受けられる機械の種類については、申請前にお問い合わせください。
- ※ 助成を受けられるのは、1団体につき1台までです。
- ※ 助成を受けた機械は5年間、売却や廃棄することはできません。
- ※ 助成を受けた機械を所有している間は、新たな機械に対する購入助成を申請することはできません。
- ※ 機械の利用状況等について、市へ報告してもらう場合があります。

補助金の交付を希望される場合は、申請書を提出してください。

◎申請期限： 平成26年6月27日(金)

◎提出先： ・市民生活相談課 本庁3階東館
・各総合行政センター市民生活課又は市民福祉課
・各地区センター

※ 申請書の様式は、上記の提出先に備えてあります。

詳細については、下記へお問い合わせください。

- | | | |
|--------------|-------|-----------------|
| ・市民生活相談課 | | (☎076-443-2046) |
| ・大沢野総合行政センター | 市民生活課 | (☎076-467-5810) |
| ・大山総合行政センター | 市民生活課 | (☎076-483-1212) |
| ・八尾総合行政センター | 市民生活課 | (☎076-454-3114) |
| ・婦中総合行政センター | 市民生活課 | (☎076-465-2115) |
| ・山田総合行政センター | 市民福祉課 | (☎076-457-2113) |
| ・各地区センター | | |

富山市市民生活相談課

② 地域ぐるみ除排雪活動を支援する市の制度

除排雪活動及び運搬車両等の費用補助金（細入地域を除く。）

積雪量が50 cm以上になったとき、市道や地域の方々が日常生活に利用している道路を町内会などの地域ぐるみで除排雪したとき、補助の対象となります。

[補助金の積算]

- ① 除排雪活動に対する補助分
 - ア 積雪量が50 cm以上100 cm未満の時
@ 25,000円×距離 (km)
 - イ 積雪量が100 cm以上の時
@ 37,500円×距離 (km)
- ② 排雪時に車両等を使用したとき
 - ア 排雪運搬車両（3台を限度とする）
@ 3,000円×台数
 - イ 積込機械（1台のみ）
@ 7,000円

$$\underline{\underline{\text{補助金額}=\text{①}+\text{②}}}$$

⑨ 上記の補助金申請は、積雪量50 cm以上100 cm未満の時、積雪量が100 cm以上の時の各2回ずつを限度とします。積雪量が規定値に達しているかどうかについては、市民生活相談課で判定いたします。

また、補助金申請時に、除排雪前と除排雪後の『現場の写真』、車両等を使用した時は、『排雪運搬車両及び積込機械の写真』が必要となりますので、必ずご用意いただきますようお願いいたします。

除雪計画路線に指定された市道の場合は、積雪量100 cm以上の時のみ補助の対象となりますのでご注意ください。

③ 屋根雪おろし等支援事業

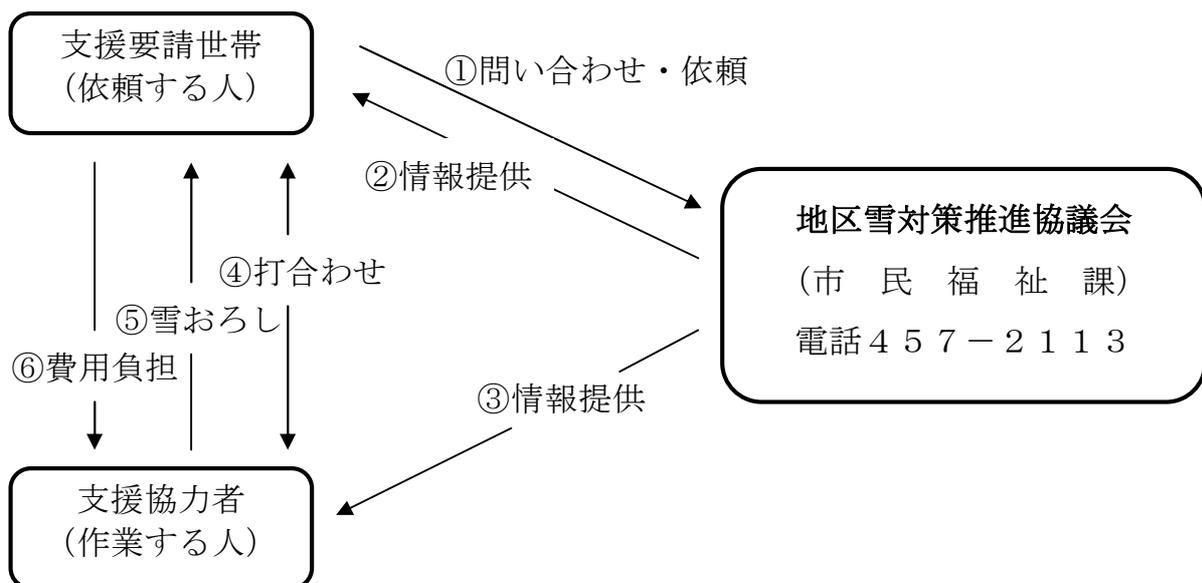
富山市雪対策推進協議会は、各地区自治振興会が中心となり住民自らが地域ぐるみで除排雪活動を推進するためにつくられた自主的な組織です。

この協議会が取り組んでいる屋根雪おろしに関する人的支援確保のための「屋根雪おろし等支援事業」をご紹介します。

各地区雪対策推進協議会では、降雪期に備え事前に支援要請世帯と支援協力者を把握し登録します。(昨年末に済、追加受付中)豪雪時など屋根雪おろしが必要になった時、地区雪対策推進協議会（事務：市民福祉課）は支援要請世帯からの依頼を受け支援協力者に連絡します。

雪おろしを行う日時や費用については、支援要請世帯と支援協力者が個々に話し合い、費用は支援要請世帯が負担します。（両者で直接話し合ってもかまいませんが、実施前又は事後速やかに市民福祉課まで連絡願います）

- 支援要請世帯＝高齢者又は障害者だけの世帯や母子家庭等で、自力で自宅の屋根雪おろしができない世帯
- 支援協力者＝各地区で屋根雪おろしに協力できる人
(傷害保険や賠償責任保険は富山市雪対策推進協議会で一括加入)



* 今年も、多くの市民の皆さんのご協力をお願いします。

お申し込みは

各総合行政センター（市民福祉課） 457-2113

090-4329-3443（竹内）

090-8267-2510（谷口）

4

富山市ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業実施要綱

(目的)

第1条 ひとり暮らし高齢者等の安全で自立した生活を支援することを目的として、屋根の雪おろし等の費用を補助するもの。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、富山市内に住所を有する者であって、積雪が概ね1メートルを超えた地区に居住する次に掲げる世帯に属する者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) ひとり暮らし重度障害者世帯
- (4) 前各号に準ずる世帯であって、市長が特に必要と認める世帯（要相談）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する世帯については、本事業の対象者としない。

- (1) 扶養義務者が市内に居住しているなど支援が受けられると認められる世帯
- (2) 市町村民税が課税されている世帯（非課税世帯のみ対象）
- (3) 生活保護世帯（別の扶助制度適用）

(申請及び決定)

第3条 本事業の扶助を受けようとする者は、ひとり暮らし高齢者等除雪経費支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、その適否を決定し、ひとり暮らし高齢者等除雪経費支給決定・不支給通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(扶助の内容)

第4条 除雪に要した経費の10分の9に相当する額を扶助するものとする。ただし、扶助する額は1回あたり10,960円を限度とし、1世帯当たり4月から翌年の3月までにつき2回を限度とする。

(細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(平成18年3月31日までの間の特例措置)

2 平成18年3月31日までの間における第4条の規定については、同条中「2回」とあるのは、「4回」とする。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

⑤-1 除雪に困ったら「おらっっちゃ雪かき隊」へ！！

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民から除雪ボランティアを募集し、ひとり暮らし高齢者等のお宅の雪かきを行う、除雪ボランティア「おらっっちゃ雪かき隊」の活動を実施します。希望される方は次の内容をご確認の上お申し込みください。

1. 対象者

近隣に親族や親戚がなく、自力での除雪が困難な世帯で、次の項目に該当する世帯を対象とします。ただし、地域ぐるみの除排雪活動や行政の支援制度を優先的に利用されることを条件とします。

- ◎ おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- ◎ ひとり暮らし重度障害者世帯又は重度障害者のみの世帯
- ◎ 母子・寡婦世帯
- ◎ その他、特に必要と認める世帯

ひとり暮らし障害者、日常生活に車椅子を使っているので車が欠かせません。雪が積もり車庫まで行けず困っています。

ひとり暮らしの高齢者で、心臓に障害があり玄関から道路まで遠く、雪が降ったら通院できるか心配です。

屋根雪が落ち、自分で除雪できなくて買い物に行けず困っています。

2. 活動内容

- ◎ 玄関先から生活道路までの除雪とし、安全に歩行できる範囲
- ◎ 駐車スペースの除雪は行わない
- ◎ 留守宅での活動は行わない

3. 活動時間

おおむね 9:00～15:00

4. 派遣までの流れ

- ① 最寄りの社会福祉協議会(457-2113)にご相談ください。
- ② 「依頼申込カード」(様式-3)に必要事項をご記入の上、お申し込みください。
- ③ 依頼者の状況及び現地を調査した上で派遣を決定し、ボランティアの調整がつき次第派遣します。

5. 申込期間

平成26年12月10日(水)まで(期間を延長しております)

6. 留意事項

- ・ 社協職員の説明をよく聞いて、注意事項を守ってください。
- ・ 除雪に必要な道具については各自でご準備ください。

事業の詳細については、富山市ボランティアセンターホームページでもご覧になれます。

→<http://www.toyamacity-vc.jp/>

【申込み及びお問い合わせ先】

富山市社会福祉協議会(富山市ボランティアセンター) 〒939-8640 富山市今泉 83-1
TEL076-422-2456 FAX076-422-2684 メール: t.volunteer@toyama-sfk.jp

大沢野ボランティアセンター TEL467-1294 FAX468-3563
八尾ボランティアセンター TEL454-2390 FAX454-2356
山田ボランティアセンター TEL457-2113 FAX457-2259

大山ボランティアセンター TEL483-4111 FAX483-4155
婦中ボランティアセンター TEL469-0775 FAX469-0779
細入ボランティアセンター TEL485-9008 FAX485-9200

⇒(山田地域社会福祉協議会)

⑤-2

除雪ボランティア

「おらっっちゃ雪かき隊」 隊員募集！！

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、除雪ボランティアを募集します。

ひとり暮らし高齢者等のお宅の雪かきを行います。

あなたも一緒に ボランティア活動をしませんか！！

1. 除雪ボランティアの活動先

市内のひとり暮らし高齢者や障害者のお宅等

2. 活動内容

玄関先から生活道路までの除雪。(安全に歩行できる範囲)

3. 活動時間

おおむね 9:00~15:00

4. 活動までの流れ

- ① 登録申込書に必要事項を記入して、最寄りの社会福祉協議会(ボランティアセンター)に提出してください。(FAX、郵送、メールいずれも可)
- ② ボランティア登録後、除雪依頼の申込状況に応じて、ボランティアの都合のよい日時を調整し、活動していただきます

5. 募集期間

平成27年2月27日まで

6. 留意事項

- ・ 社協職員の説明をよく聞いて、注意事項を守って活動してください。
- ・ 登録をしていただいた方は、ボランティア行事用保険に加入します。(費用は、社協で負担します。なお、ボランティア行事用保険の補償額を超える補償はできませんのでご了承ください。)

詳細については、**富山市 ボランティアセンターホームページ**でもご覧になれます。

→<http://www.toyamacity-vc.jp/>

* 申込み及びお問い合わせ先 *

富山市社会福祉協議会 (富山市ボランティアセンター)

〒939-8640 富山市今泉 83-1 TEL076-422-2456 FAX076-422-2684

Eメール: t.volunteer@toyama-sfk.jp

大沢野ボランティアセンター	TEL467-1294	FAX468-3563	大山ボランティアセンター	TEL483-4111	FAX483-4155
八尾ボランティアセンター	TEL454-2390	FAX454-2356	婦中ボランティアセンター	TEL469-0775	FAX469-0779
山田ボランティアセンター	TEL457-2113	FAX457-2259	細入ボランティアセンター	TEL485-9008	FAX485-9200

みんなで協力！！ 除排雪の心がけ

- ① 自宅前道路（特に歩道）の除排雪を定期的に行いましょう。
- ② 町内会などで一斉除排雪日を設けたときは、みんなで協力して除排雪に参加しましょう。
- ③ 高齢者宅や自分で除排雪できない世帯がある場合は、みんなで協力して除排雪をしましょう。
- ④ 緊急車両・除雪車両などの通行の妨げにならないように、路上駐停車やゴミの放置はやめましょう。
- ⑤ ゴミ集積場などの公共施設周辺の除排雪は、みんなで協力して行いましょう。万一に備え、消火栓及びその周辺は、優先して行いましょう。
- ⑥ 決められた雪捨場以外には、雪を持ち込まないようにしましょう。許可されていない用水などへの投雪はやめましょう。
- ⑦ 屋根雪などを道路に排雪したときは、すみやかに後始末しましょう。
- ⑧ 自動車の冬用タイヤの早期装着を行い、雪解けによって水溜りができている時は、歩行者への水はねに気をつけましょう。



<お問い合わせ>

市民生活相談課（富山市雪対策推進協議会 ☎443-2046）
各総合行政センター（市民生活課又は市民福祉課）
各地区センター（各地区雪対策推進協議会）

屋根の雪下ろし 3つの用心

～元気なお年寄りほど気をつけて～



用心その1 スノードンプの取り扱いにご用心！

ポイント スノードンプは、バランスを崩さないように、小回りの利く、小さいものを使いましょう。



用心その3 高齢者の経験と体力の過信にご用心！

ポイント 若い時の記憶や体力の感覚は、現在とは違うので注意しましょう。



用心その2 除雪済みの硬い地面にご用心！

ポイント 転落による重大事故は、除雪済みの固いところに、頭を打ちつける場合が多いので、地面の雪のたまり具合を確認めましょう。



屋根の雪下ろしに関するその他の注意事項

1. 作業を開始する前に

- 作業を開始する前に、段取り（方法、順序、雪捨て場）を確認しましょう。
- 強風や大雪などの悪天候時には作業を控えましょう。
- 暖かい日の作業は、屋根が滑りやすく危険です。できれば曇り空で、雪が固い午前中が適しています。

2. 体調の管理

- 作業中はもちろんのこと、作業後の健康管理にも十分注意しましょう。
- お酒を飲んでの作業は絶対にしないようにしましょう。
- 作業を行う際には、暖かい服装で、休憩時間を確保しながら行いましょう。また、疲労時や寝不足時には無理な作業を控え、心臓等への負担を避けるようにしましょう。

3. 安全な服装・命綱の使用・使いやすい除雪道具

- 屋根の雪下ろしをするときには、命綱の使用や保護帽（ヘルメットなど）の着用、長靴にすべり止め（荒縄の着用）やかんじきの装着など、安全管理を徹底しましょう。また、軽くて使いやすい除雪道具を使用しましょう。



4. はしごの固定、足場の確保

- はしごの転倒を防ぐため、はしごの足元はしっかり固定するとともに、頭部も安定させるようにしましょう。
- 足場をしっかりと確保して、雪は20cmほど少し残して下ろすようにしましょう。（下ろしすぎると滑りやすくなります。）

5. 1人で作業をしない

- 雪下ろしを行うときは、明るい時間帯に2人以上で行い、作業中は声を掛け合うなど、お互いに見守るようにしましょう。
- やむを得ず1人で作業をする場合は、家族やご近所に声をかけ、時々様子を見てもらいましょう。

6. むりをしない

- 雪止めのない屋根や自然落下式（落雪式）などの屋根には上がらないようにしましょう。
- 無理な体勢での作業は危険です。また、雪止めより先では作業をしないなど軒先にあまり近づかないようにし、屋根の先端に近い部分の作業は特に注意しましょう。



7. 落雪にも注意

- 雪下ろしをするときには、屋根の下の通行人（特にお年寄りや子供）に十分注意しながら行いましょう。
- 地上での作業では、屋根からの落雪に十分注意しましょう。



屋根の雪下ろし時の転落が重大事故につながっている場合が多くなっています。十分気をつけて作業を行ってください。



- スノーダンプの雪の重みに体をとられて、もしくは雪を振ったときにバランスを崩して落ちる場合が多いです。
- 転落事故による重大事故は、転落時に頭を硬い地面に強打している場合がほとんどです。
- 雪国のお年寄りは、自信があるから1人で屋根に上がることが多いです。経験や体力に過信があるようです。油断は禁物です。
- 悪天候時や体調の悪いときに無理をして作業をしている場合があります。無理のない安全な計画で進めましょう。